

【資料 2】

消防団の魅力発信・入団促進事業業務委託仕様書

1 委託の名称

消防団の魅力発信・入団促進事業業務委託

2 目的

消防団は災害発生時に消火活動や救助活動を行うなど、地域防災の中核を担う存在である。一方、団員数の減少及び団員の平均年齢上昇に直面しており、地域防災力の低下が懸念される。また、住民の消防団に対する認知度や理解も必ずしも十分とは言えない。

このような状況を踏まえ、消防団活動の意義や魅力を広く発信し、消防団に対する地域の理解の促進と消防団を地域で応援する機運の醸成及び新規団員の加入促進を図る。

3 業務内容

- ・消防団の魅力を伝えられるイメージ動画（以下、「PR動画」という。）の制作に関する企画・構成・撮影、その他制作に当たって発生する著作権などの権利処理等の一切の業務及び制作した動画を映画館で映画が上映される前に流れる動画広告（以下「映画広告」という。）として、秋田県内の映画館において配信する業務。
- ・「消防団応援の店」募集チラシ・登録証・団員カードのデザイン制作及び制作に当たって発生する著作権などの権利処理等の一切の業務。

4 PR動画の制作及び映画広告の配信

多様な媒体での放映を前提とするPR動画を制作し、かつ、映画広告として配信する。

(1) PR動画の長さ及び本数

- ① 動画の時間は、30秒1本と、15秒1本を制作するものとする。なお、15秒については、30秒の動画を編集して制作するものとする。
- ② ただし、30秒及び15秒以外の時間及び本数については、それぞれ適切と考えるものを提案すること。

(2) 制作要件

- ① 映像解像度は、フルハイビジョン（1920×1080）以上とすること。
- ② 撮影は、業務用カメラ（HDCAM同等以上）で行うこと。
- ③ 消防団の魅力を伝え、消防団の認知度と、入団意欲が高まるような内容とすること。
- ④ 広く秋田県民へ発信するイメージ動画であり、拡散力や話題性を期待できるターゲットを想定した内容とすること。
- ⑤ 動画は、映画広告としての利用、県の公式ウェブサイトをはじめとしたウェブサイトや各種SNS、県や市町村等が主催する会議やイベントなど多様な媒体での放映を前提とした

内容とすること。

- ⑥ 動画は、必要に応じて字幕・テロップ等を挿入し、無音での閲覧でも内容が伝わるものとする。
- ⑦ 制作した動画は、長期間活用することが可能な内容にすること。
- ⑧ 本委託業務のために撮影した編集前の全ての映像（アザーカットを含む）は、権利処理等を行った上、誰でも編集することができるなどの二次利用が可能な状態で納品すること。
- ⑨ 上記のほか、動画の構成等については、県と受託者が協議して決定する。

（3）映画広告の配信

- ① 映画広告には、4（1）の15秒の動画を使用する。
- ② 映画広告配信に携わる映画館広告の専門代理店等との連絡調整等については、受託者が行うこと。
- ③ 映画広告を配信する映画館は、TOHO シネマズ秋田、イオンシネマ大曲の2箇所とする。
- ④ 映画広告配信回数は上記映画館において上映する全作品の本編前（全スクリーン）とする。
- ⑤ 映画広告配信期間は連続した30週間とし、開始時期は8月上旬とする。
- ⑥ 映画広告配信映画館及び期間は上記を基本とするが、日程確保ができない又は受託者の責めによらない事情によって配信が困難な場合は、県と協議の上、同等以上の広報効果が見込まれる代替案を提出し、承認を受けること。
- ⑦ 映画広告配信期間中に広告を視聴した人数が月ごとにわかるレポートを、配信終了後速やかに提出すること。

（4）成果品の納入

制作したPR動画は次の記録媒体に収録し、令和7年7月31日までに秋田県総務部総合防災課消防保安室へ納入すること。

- ① 動画サイト配信用映像（DVD ディスク）
数量：2枚
ファイル形式は、YouTubeでの再生に適したデータ形式とすること。
- ② 県や市町村などが主催する会議やイベント等での放映用映像（DVD ディスク及びブルーレイディスク）
数量：各30枚
盤面及びケースジャケットには、映像の内容がわかるようなデザインを施すこと。
- ③ ①及び②のデータが入ったハードディスク
数量：1台
- ④ 盤面印刷及びケースジャケットに使用したデザインのデータ
数量：一式

⑤ 4 (2) ⑧の撮影データが入ったハードディスク

数量：1台

⑥ 動画素材一覧表（⑤のデータを含む）

数量：一式（Microsoft Excel データ）

5 「消防団応援の店」募集チラシ等印刷物デザイン

(1) 印刷物デザインの種類

- ① 募集チラシ A4サイズ、両面カラー印刷
- ② 登録証 A4サイズ、片面カラー印刷
- ③ 消防団員カード キャッシュカードサイズ、両面カラー印刷

(2) 制作要件

募集チラシ等印刷物デザインは、契約締結後に県と受託者との打ち合わせを行い決定する。

(3) 成果品の納入

成果品は印刷会社への入稿に適したデータ形式とし、データを収録したDVDまたはUSBメモリを令和7年7月14日までに秋田県総務部総合防災課消防保安室へ納入すること。

6 著作権等について

- (1) 本委託で制作されたもの及び4 (2) ⑧の映像（以下「制作物等」という。）に係る著作権は、秋田県に帰属する。
- (2) 受託者は、制作物等に係る著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は、本委託業務における制作物等の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 秋田県をはじめ誰もが、制作物等の一部について、差し替え、削除及び追加の改変を行うことができるものとする。ただし、本委託で制作されたものは、その限りではない。
- (4) 秋田県は、制作物等を県のPRのために使用できるものとする。
- (5) 秋田県が認める場合には、受託者は、第三者による制作物等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) (4) 及び (5) の場合において、受託者以外の著作権の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、秋田県は責任を負わないものとする。

7 提案・実施に当たっての留意事項

- (1) 提案する内容は、現実的で実効性を備えているものとする。
- (2) 提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を明記すること。

(3) 提案に係る経費の内訳を示すこと。

8 その他

(1) 撮影に当たっては、法令、条例等を遵守すること。

(2) 委託期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

(3) 本仕様に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、県と受託者で協議を行う。また、業務内容が当初の想定と著しくかい離した場合も同様に対応する。